

平成 26 年 12 月 1 日
中部地方整備局

出入管理情報システムの本格運用開始について

1. 概要

現在、国際港湾施設の保安を確保するため、埠頭保安規程の承認を受けた国際埠頭施設の制限区域に人又は車両が立ち入る際には、3点確認（本人・所属・立入目的の確認）が行われています。

こうした中、港湾物流においては保安の確保と物流の効率性を両立させることが重要であるため、3点確認を確実かつ円滑に実施するための「出入管理情報システム^{※1}」の導入促進を図って参りました。

これまでは、導入後の運用状況の確認を行っておりましたが、当該システムが十分に機能を発揮していることが確認できたことから、平成27年1月1日から、当該システムの本格運用を開始するとともに、これまでは暫定的に無料としていた当該システム及びPSカード^{※2}に係る使用料の徴収を開始することといたしましたので、お知らせいたします。

※1 出入管理情報システム：

カードリーダーでPS（Port Security）カードを読み取ること等により、制限区域への人の出入りを確実かつ円滑に管理するシステム（出入管理情報システムの概要については、別紙を参照）。

※2 PSカード：

国が発行する、出入管理情報システムの一環として不可欠な全国共通のICカードであり、高度に偽造防止対策が施され、本人確認が容易な写真付きのカード。

2. 徴収する使用料について

●重要国際埠頭施設の管理者が負担する出入管理情報システムの使用料（年額、消費税相当額を含む）：

- ・ 出入管理情報システムを導入した重要国際埠頭施設1施設につき50万円。
- ・ 重要国際埠頭施設に設置されている照合機1台につき10万円（そのうち10台までは、1台につき25万円）。
- ・ 国土交通大臣が重要国際埠頭施設に新たに照合機器を設置した場合、設置に要した費用の2/3の額。

●出入管理情報システムによる個人識別情報の照合を受ける者が負担するPSカード（5年間有効）の使用料：

- ・ 1,800円に消費税相当額を加えて得た額。

3. 今後の予定

平成26年12月中旬 告示

出入管理情報システムの電子計算機を定める告示、PSカード発行対象者を定める告示、
使用料を定める告示

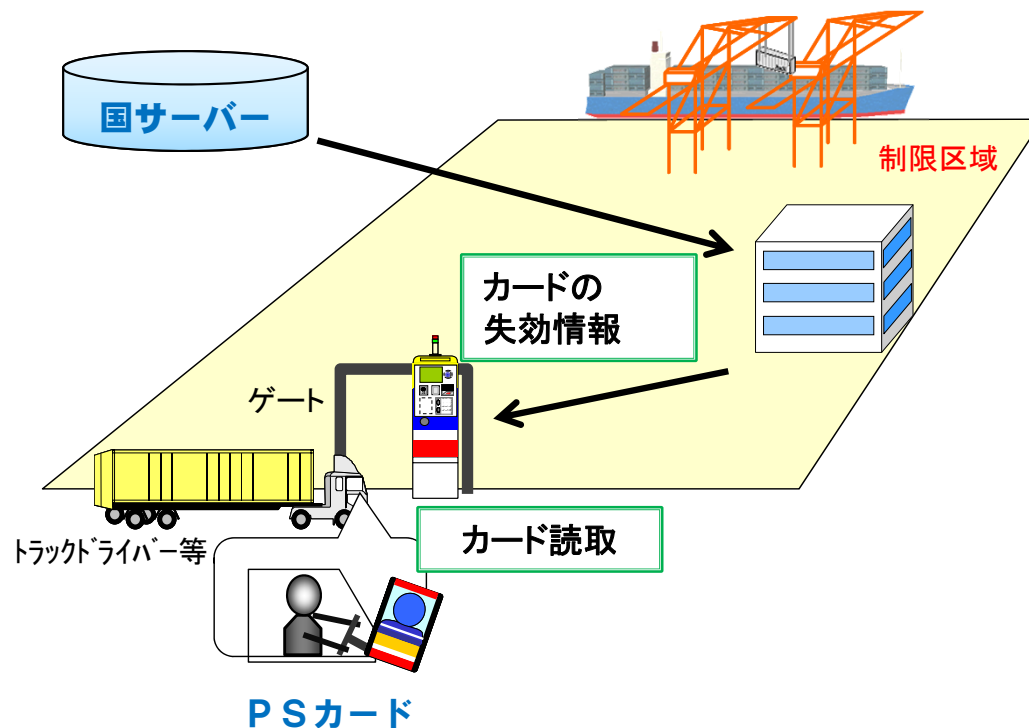
問い合わせ先

国土交通省中部地方整備局港湾空港部 港湾空港防災・危機管理課
港湾危機管理官 鈴木 課長補佐 稲垣 電話 052-209-6328

- 出入管理強化の必要性や海外港湾における高度な出入管理の実施状況等を踏まえて、ターミナルゲートにおける3点確認（本人・所属・立入目的の確認）を実施中。
- 物流効率性も勘案し、3点確認を確実かつ円滑に実施するための出入管理情報システムの導入を推進。

出入管理情報システム

- ・カードリーダーでPS (Port Security) カードを読み取ること等により、制限区域への人の出入りを確実かつ円滑に管理するシステム。
- ・国がトラックドライバー等に対して、PSカードを発行するとともに、主要港のコンテナターミナルに、カードリーダー等を設置する。



PS (Port Security) カード

- ・国が発行する、出入管理情報システムを利用するために不可欠な全国共通のICカード。
- ・高度に偽造防止対策が施され、本人確認が容易な写真付きのカード(ICチップを内蔵し、識別番号、暗号鍵等を格納)。
- ・平成22年度末から発行開始。



国際コンテナターミナルを利用する
トラックドライバー、港運事業者のみなさまへ



PSカードは 2015年1月から 有料になります!!

※使用料1,800円+消費税をご負担いただきます。

無料申請受付

持参:2014年12月26日17:00まで
郵送:2014年12月31日消印有効

○申請窓口

事業所の所在都道府県	申請受付窓口	住所	電話番号
岐阜県、静岡県 愛知県、長野県	中部地方整備局 港湾空港部 港湾空港防災・危機管理課	〒460-8517 名古屋市中区丸の内2-1-36 NUP・フジサワ丸の内ビル2階	052-209-6328

受付時間：平日 9：30～11：45及び13：00～17：00

清水港湾事務所、三河港湾事務所、名古屋港湾事務所、四日市港湾事務所でも受け付けております。

※申請書は、中部地方整備局の申請受付窓口を持参または郵送してください。

○ホームページ : http://www.mlit.go.jp/kowan/ps_card.html

国土交通省港湾局
のHPへ

くわしくは

港湾PSカード

検索

トラックドライバー、港運事業者のみなさまへ

PSカード

平成27年

1月より



有料になります！

無料申請受付

持参:2014年12月26日17:00まで
郵送:2014年12月31日消印有効

国土交通省港湾局
のHPへ

くわしくは



国土交通省

「PSカード」有料化後の申請手続きについて

1. 事業所登録

(1)「事業所情報報告書」の提出【事業所→国】



(2)「事業所登録番号及び有効期限の通知」【国→事業所】

※現在付与されている事業所登録番号は、有効期限まで有効です。

2. PSカード申請

(1)「PSカード使用許可申請書」の提出【申請者→事業所→国】



(2)「納入告知書」の発行【国→事業所→申請者】(追加)



(3)(2)の「納入告知書」によりPSカード使用料の納付(追加)



(4)「PSカード」及び「PSカード使用許可書」の送付【国→事業所→申請者】



(5)「PSカード受領書」の提出【申請者→事業所→国】

※提出された「PSカード使用許可申請書」を審査し、発行可能であれば「納入告知書」を送付します。
「納入告知書」が届いたら納付期限内に納付場所(金融機関等)で使用料の納付をお願いします。
納付確認が完了した方から「PSカード」を発行します。

※無料期間中に発行した「PSカード」はカードに記載の有効期限まで使用できます。

※PSカードの再発行時にも使用料のご負担が必要です。

PSカード発行後の注意事項

「PSカード」は、事業所登録を行った事業所に常時雇用されていることを条件に発行しています。
所属事業所が変わった場合は「PSカード」を返納することになっていますので、退職等された場合は、速やかに事業所経由で返納手続きをお願いします。